

外来生物法の概要 (R4改正後)

法律の目的

- 特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業に係る被害の防止

法律の概要

特定外来生物被害防止基本方針 (基本方針に基づく外来種被害防止行動計画、生態系被害防止外来種リスト)

特定外来生物

- ・ 飼養・栽培・保管・運搬 (飼養等) の禁止 (大臣の許可が必要)
- ・ 許可者以外は輸入禁止
- ・ 許可者以外への譲渡禁止
- ・ 野外への放出等の禁止 (大臣の許可が必要)

条件付特定外来生物 (アカミミガメ、アメリカザリガニ (R5.6.1~))
販売・頒布目的の飼養等
販売・頒布・購入
輸入、放出等 のみ禁止

- ・ 国、都道府県 (共同実施の市区町村含む) は公示して防除を実施
- ・ 市町村、民間等は国の確認、認定を受けて防除

要緊急対処特定外来生物 (ヒアリ類)

※著しく重大な被害・国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあり、発見した場合には拡散防止の措置を緊急に行う必要があるもの

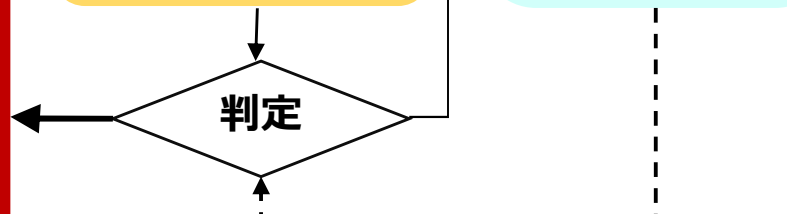
- ・ 付着等の疑いのある物品や土地等の検査
- ・ 付着等している物品等の移動制限、禁止命令
- ・ 事業者がとるべき措置の対処指針の策定

未判定外来生物

- ・ 輸入者に届出義務
- ・ 判定が終わるまでの一定の期間、輸入を制限

指定されない生物

規制なし
※特定外来生物等に該当しないとの確認が容易でない生物は、輸入時に種類名証明書の添付が必要



その他 :

- ・ 国、地方公共団体、事業者、国民の責務
- ・ 生息調査のための立入調査
- ・ 許可者への報告徴収及び立入検査
- ・ 情報収集、国際協力、普及啓発等の規定

特定外来生物、未判定外来生物が付着・混入している輸入品や土地等の検査、消毒・廃棄命令